

東都医発第3503号
令和3年3月23日

東京産婦人科医会
会長 山田正興 殿

公益社団法人
東京都医師会
会長 尾崎治



リーフレット「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策
～妊婦の方々へ～」の改訂 (令和3年2月時点) について

標記について、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

妊婦の方々に向けた新型コロナウイルス感染症対策 (リーフレット) については、令和2年5月21日付東都医発第644号によりご連絡いたしました。

今般、母子健康管理措置の適用期間を延長したこと等から、厚生労働省においてリーフレットの改訂版が作成されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますようお願い申し上げます。



一緒に新型コロナウイルスと戦いましょう
東京都医師会は医療を通じて皆さんを応援します
感染を防ぐために New Lifestyle の実践を

(公社) 東京都医師会疾病対策課
TEL 03-3294-8837 (直通)
FAX 03-3292-7097

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策

～妊婦の方々へ～



厚生労働省は、妊婦の方々の安心・安全の確保に
全力を尽くしてまいります

○感染が妊娠に与える影響○

- 妊娠中に新型コロナウイルスに感染しても、基礎疾患を持たない場合、その経過は**同年代の妊娠していない女性と変わりません** (※)。

○妊婦の感染が胎児に与える影響○

- 新型コロナウイルスに感染した妊婦から**胎児への感染はまれ**だと考えられています。
- 妊娠初期または中期に新型コロナウイルスに感染した場合に、**ウイルスが原因で胎児に先天異常が引き起こされる可能性は低い**とされています。

○日頃の感染予防○

- 一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性があります。人混みを避ける、こまめに手を洗うなど日頃の健康管理を徹底してください。

- ※ 高齢での妊娠、肥満、高血圧、糖尿病などが新型コロナウイルス感染症の重症化のリスク因子であるという報告もあり、このような背景を持つ妊婦の方は、特に感染予防に注意してください。
- ※ 妊婦の方への一般的な留意点、妊婦健診、発熱時の留意点などについて、裏面を参考にしてください。また、新型コロナウイルスに関する一般的な情報や、詳しい情報は、厚生労働省や関係学会のホームページをご覧ください。

厚生労働省

「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

一般社団法人 日本産婦人科感染症学会

「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) について 妊娠中ならびに妊娠を希望される方へ (随時更新)」

<http://jsidog.kenkyuukai.jp/information/>

※このリーフレットは、2021年2月時点の情報や考え方をもとに作成しています。

状況に変化があった場合は、随時お知らせします。



◆ 相談・受診の目安

- 妊婦の方については、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合でも、念のため、重症化しやすい方と同様に、まずは早めにかかりつけ医等身近な医療機関に電話で御相談ください。
かかりつけ医がないなど相談先に迷った場合は、「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがあります）にご相談ください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

◆ 各都道府県等の相談窓口の設置について

- 妊婦の方々への新型コロナウイルスに関する相談窓口が各都道府県等に設置されています。連絡先等については下記をご参照ください。
※お住まいの市町村の相談窓口もご活用ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11296.html



◆ 分娩について

- 各都道府県においては、妊婦の方が罹患した場合の周産期医療提供体制の整備など、安心・安全な分娩の実現に努めています。新型コロナウイルスに感染した妊婦の方は、**かかりつけ産科医療機関と分娩先などについてご相談ください。**

◆ 働いている方について

- 妊娠中の女性労働者が、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、妊婦検診等で主治医等から指導を受け、事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務・休業）等の措置を講じなければなりません。（男女雇用機会均等法）
※本措置の適用期間は、令和2年5月7日～令和4年1月31日です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>

- 上記の措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、当該休暇を合計5日以上取得させた事業主に対して、助成金を支給しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

- 働く妊婦の皆さまが相談しやすいよう、母性健康管理措置及び助成金に係る相談に対応する窓口として、各都道府県労働局において「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を設置しています。新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方は、ご相談ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000677252.pdf>

◆ ビデオメッセージ集について

- 妊婦のみなさま、小さなお子さまがいらっしゃるみなさまに向けて、**各分野の専門家からのメッセージを掲載しています。**

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10996.html

